

平成 24 年 度

事業計画



人間を救うのは、人間だ。

目 次

日本赤十字社千葉県支部事業体系（平成24年度）	2
第1 災害救護体制の充実・強化	4
1 救護班の編成と研修	4
2 救護訓練	4
3 こころのケア研修	5
4 救護装備の整備と災害救援物資の備蓄	5
5 火災等被災者への救援物資配布と見舞金の贈呈	6
6 義援金の募集	6
7 地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化	7
第2 国際活動の充実	8
1 緊急救援・復興支援及び途上国における開発協力	8
2 国際救援要員の養成	8
3 海外救援金の募集	9
4 安否調査	9
第3 医療事業の充実	10
1 病院運営の健全化	10
2 医療提供体制の充実	11
3 患者サービスの向上	12
4 医療社会事業の推進	12
5 訪問看護ステーションの活動	13
第4 看護師の育成	15
1 成田赤十字看護専門学校の運営	15
2 学生の修学支援	15
第5 血液事業の推進	16
1 供給・販売計画	16
2 採血計画	17
3 献血者登録制度の推進	18
4 献血啓発活動	18
5 医薬情報活動の推進	18
6 関連事業への協力	19
第6 健康・安全のための知識と技術の普及	20
1 市民ができる救命手当・応急手当の普及	20
2 すこやかな高齢期を迎えるために必要な、健康増進の知識や介護技術の普及	21
3 講習指導体制の充実・強化	22
4 救急法フェスタの開催	22
5 イベント等における臨時救護	22
第7 赤十字奉仕団による活動	24
1 防災・災害救護活動の体制の充実・強化	24
2 献血推進活動の充実・強化	24
3 学校への支援活動	25

4	地域福祉活動	25
5	健康で安全な生活を送るための活動	25
6	赤十字精神の普及と社資募集への取り組み	26
7	赤十字施設や他団体等からの依頼・要請に基づく活動	26
8	ボランティア・リーダーの養成	27
9	奉仕団活動の広報強化	28
10	奉仕団活動推進のための会議の開催	28
第8	青少年赤十字の活動	30
1	青少年赤十字採用校（園）における活動の充実	30
2	青少年赤十字メンバー交流事業の実施	31
3	防災教育の推進	31
4	青少年赤十字の研究促進	31
5	青少年赤十字の広報の強化	31
6	青少年赤十字活動の充実のための各種研修会の実施	32
7	青少年赤十字活動の円滑な運営のための組織強化	32
8	各種奉仕団・地区分区との連携・協力による活動の充実	32
第9	義肢製作所の運営	33
1	品質と生産性の向上	33
2	赤十字ならではのサービス活動	33
3	技術の向上	33
4	営業・普及	33
5	障がい者福祉活動の理解促進	34
第10	赤十字精神と社旨の普及	35
1	運動月間等における広報活動	35
2	年間を通じた広報・企画	36
3	赤十字社資（個人・法人）の募集	37
4	企業との協働活動の取り組み強化	38
5	千葉県赤十字有功会の会員拡大	38
6	支部創立120周年記念千葉県赤十字大会の開催	38
第11	地域における赤十字活動の推進	39
1	地区分区交付金を活用した地区分区の活動	39
2	地区分区業務の円滑な推進と交付金の適正管理	39
第12	事業推進のための会議と事業を担う人材の育成	40
1	評議員会	40
2	参与会議	40
3	研修会の開催	40
第13	収支予算の概要	42
1	一般会計	42
2	医療施設特別会計	44

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

日本赤十字社千葉県支部事業体系（平成24年度）



主な取り組みとめざす方向

- 日赤DMA T養成研修やdERU設置運用研修等により災害救護要員の知識と技術の向上を図る。
- 大規模・広域災害を想定した救護訓練を実施して近隣支部等との連携強化を図る。
- 新たな救援物資備蓄倉庫の建設を進め、災害救援物資を常備するとともに救護装備の計画的な整備による救護救援体制の強化を図る。
- 業務協定の締結機関（団体）との訓練等を通じて連携強化を図る。
- 地域での防災・救援活動が展開できるよう、防災ボランティア地区協議会設置を促進するとともに赤十字奉仕団・防災ボランティアの協力体制を強化する。

- カンボジア義肢供給支援・地雷犠牲者救援支援・ウガンダ母子支援事業に対し資金援助を行う。
- ネパール及びバングラデシュ青少年教育等支援事業に対し資金援助を行う。
- 人的支援に貢献するため国際医療拠点病院が主催する研修会に職員を参加させ国際救護要員を育成する。
- 海外救援金の募集を行う。

- 経営の安定化を図るとともに、人材の確保と定着に努める。
- 高度医療、救急医療の充実と安全管理体制の確立に努める。
- 「患者さまから選ばれる病院」を目指した医療提供の実践を行う。
- 医療救援活動の即応体制の強化と保健衛生活動の推進による健康増進活動に努める。
- 「地域に根ざした訪問看護」を実践する。

- 災害救護、国際救援活動など広く社会貢献できる赤十字看護師の養成を目指す。
- 成田赤十字看護専門学校、日本赤十字看護大学の学生への奨学金制度による修学支援と、城西国際大学の臨床実習施設としての協力及び奨学金制度による修学支援を行う。

- 成分献血及び400mL献血の推進と「複数回献血クラブ」の拡充を図るとともに、血液製剤の適正使用を更に推進し、広域的な需給管理により安定供給を図る。
- 成分献血及び400mL献血に対する県民の理解と協力を得て、県・市町村並びに献血推進団体等と連携のもと、需要に見合った血液の確保に努める。
- 若年層はもとより広く県民へ向け、安定的に献血者を確保するためのキャンペーンや各種広報媒体の活用、若年者献血セミナー事業の充実など、積極的な啓発活動を推進する。
- 効率的で持続可能な血液事業体制の確立を目的とするブロック血液センターの新設、ブロック単位の事業運営、広域需給管理、財政一元化などの広域事業運営体制へ移行する。

- 新ガイドラインに沿った一次救命処置の内容を救急法・幼児安全法の講習を中心に、企業とのタイアップやモデル地区の取り組みを通じて広く市民に普及する。
- 高齢者の介護や自立に役立つ知識・技術を普及する健康生活支援講習を受講者のニーズに応じたプログラムで取り組む。
- 指導員の育成・確保に努め、指導体制の強化を図るとともに講習資機材の計画的整備により、地域での講習開催を効果的に実施する。
- 広く県民へ救急法の普及を図るため、支部創立120周年記念事業として救急法フェスタを開催する。
- 県や市町村及び各団体等からの要請に対し臨時救護員を派遣する。

- 奉仕団が防災・災害救護活動に取り組む意義、役割、求められる活動を理解し、組織的かつ効果的な活動ができるよう研修・訓練を実施する。
- 奉仕団全国統一活動である献血推進を、各種活動を通して若年層を中心とした献血思想の普及を積極的に取り組む。
- 地域や市民のニーズの把握に努め、少子高齢社会に対応した老人福祉活動や児童の健全育成活動を積極的に展開する。
- 学校への支援を強化し、学校と市民が支え合いながら青少年を育む地域づくりに努める。
- 事故防止の思想を広め、健康で安全な生活を送れる地域づくりに努める。
- 赤十字施設における運営サポートを行い、きめ細かいサービスを提供するとともに他団体等からの要請・依頼に積極的に対応する。
- 活動の中核となるリーダーを計画的に養成するため、系統的な研修を充実させる。
- 地域での奉仕団活動を通じて、赤十字を広く市民に紹介する場を創意工夫して展開する。また、地元企業や商店等を訪問して赤十字活動への協力を呼び掛ける。

- 青少年赤十字の三つの実践目標の具体化のための活動機会を提供し、学校（園）での活動の充実を図るとともに、各校（園）の取り組みの共有と関係者の相互交流を行う。
- 実践目標の一つである「国際理解・親善」の具体的活動として、国内外の青少年赤十字メンバーとの交流事業を実施し、広く世界の青少年を知り、互いに助け合う精神を育む。
- 学習資料・学習機会の提供、人材の派遣等を通じて、学校・地域におけるニーズに即した防災教育の一層の充実・強化・連携に努める。
- 青少年赤十字活動の研究促進と広報活動の強化を行い、活動の活性化を図るとともに青少年赤十字活動への理解を促進する。
- 青少年赤十字指導者の養成及びメンバーの増強と資質の向上を図るため、対象者に応じた各種研修会を実施する。
- 青少年赤十字指導者協議会、各種奉仕団、地区区分との連携・協力により、学校における教育活動全般に活かせる機能としての青少年赤十字活動の活性と定着を図る。

- 義肢装具士の技術力をより一層高めることで品質と生産性の向上を図り、利用者に安心、信頼される質の高い製品の提供に努める。
- 高齢などにより来所困難な方のために訪問相談を積極的に行い、障がいのある方の立場に立った、赤十字ならではのきめ細かなサービス活動に取り組む。
- 常に知識向上と情報収集などに努め、インフォームド・コンセントなどを実行することで利用者との信頼関係を構築し、他社との差別化を図り営業・普及活動の拡大に取り組む。
- 見学者や小中学生の体験学習などを積極的に受け入れ、赤十字事業への理解を深めるとともに、障がい者への理解を広げる人権教育の場としての取り組みを進める。

- 支部創立120周年記念千葉県赤十字大会を開催し、赤十字事業の推進に寄与された方々の顕彰を行うと同時に赤十字思想普及と社資の増強を図る。
- 年間を通じた積極的かつ創意的な広報活動を展開し、広く県民に赤十字をアピールするとともに赤十字の理解者を増やし新たな支援につなげる。
- 社員・寄付者への情報のフィードバックを行い、赤十字に対する継続的な支援と共感・支持を得る。
- 赤十字事業や活動が、企業の社会貢献マインドの受け皿となれるよう、企業とのパートナーシップの構築に努める。

- 地区区分交付金を積極的に活用し地域における赤十字活動の充実を図る。
- 地区区分の実情を把握し、支援と連携強化に努める。

第1 災害救護体制の充実・強化

日本赤十字社の災害救護業務は、医療救護、救援物資の備蓄・配付、災害時の血液製剤の供給、義援金の受付など、災害の発生直後から被災者の自立の見通しが立つまでの間、災害の特性や被災者のニーズ等を踏まえて実施することとされている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本における観測史上最大規模のマグニチュード9を記録し、地震そのものによる被害に加えて、津波・火災・液状化現象・原発事故を伴うなど、想像を絶する未曾有の大災害であった。

この震災において千葉県支部では、医療救護活動をはじめ、救援物資の配付、こころのケアや防災ボランティアによる救護活動及び支援活動などに取り組み、これらの活動を通じて多くの反省点や問題点が明らかになり、今後の備えと災害救護活動等への大きな教訓となった。

そのため、近い将来、発生が予測され、県内に大きな影響を及ぼす可能性のある東京湾北部地震や千葉県東方沖地震、三浦半島断層群地震をはじめ、日本赤十字社が対応計画の策定を行っている東海地震や首都直下地震などの大規模災害に対応した救護体制のさらなる充実強化を図るため、災害救護要員の研修及び訓練の実施、救護装備の整備と災害救援物資の備蓄、地域における防災ボランティア体制の強化を図るなど、災害発生時に円滑な救護活動や支援活動が実施できるよう備える。

また、大規模災害時における第2ブロック支部の広域救護・救援体制のさらなる強化を図るとともに、県内の防災関係機関との連携を密にし、地区分区（市区町村）や各赤十字奉仕団・防災ボランティアの協力を得て、迅速かつ円滑な救護活動が展開できるよう救援体制の確立を図る。

1 救護班の編成と研修

被災地における医療救護を実施する救護班を編成し、引き続き成田赤十字病院に12個班、血液センターに2個班を常備する。災害救護に従事する救護要員（救護班を含む）となる職員を対象に研修会を開催し、救護活動を実施するうえで必要な知識と技術の向上を図る。

- 救護要員研修会
- 救護看護師養成研修会
- d E R U設置運用研修会
- 日赤DMA T養成研修会
- 救護員主事研修会

2 救護訓練

大規模・広域災害を念頭において、災害発生時に迅速な医療救護活動が行えるように、

近接支部との相互の応援体制確立のため、合同の訓練を実施する。また、千葉県等が実施する合同防災訓練等に参加することにより、赤十字が行う災害救護業務への理解を広げる。

その他に、海上災害時の救護活動や防災力向上のための連携・協力の業務協定を締結している千葉海上保安部との、平時からの訓練等を通じて関係の強化を図る。

〔救護訓練等の実施及び参加〕

- 日本赤十字社・第2ブロック支部災害救護訓練（栃木県宇都宮市）
- 九都県市合同防災訓練（千葉県主催 市川市）
- 九都県市合同防災訓練（千葉市主催 稲毛区）
- 航空機事故消火救難総合訓練（成田国際空港）
- その他災害救護訓練（成田市主催合同防災訓練、航空機事故対策訓練）

3 こころのケア研修

被災者及び救護活動に携わる者自身の「こころのケア」は、救護活動を行ううえで重要な要素であり、活動が円滑に行えるよう救護要員はもとより奉仕団員や防災ボランティアに対し、こころのケア研修を実施する。

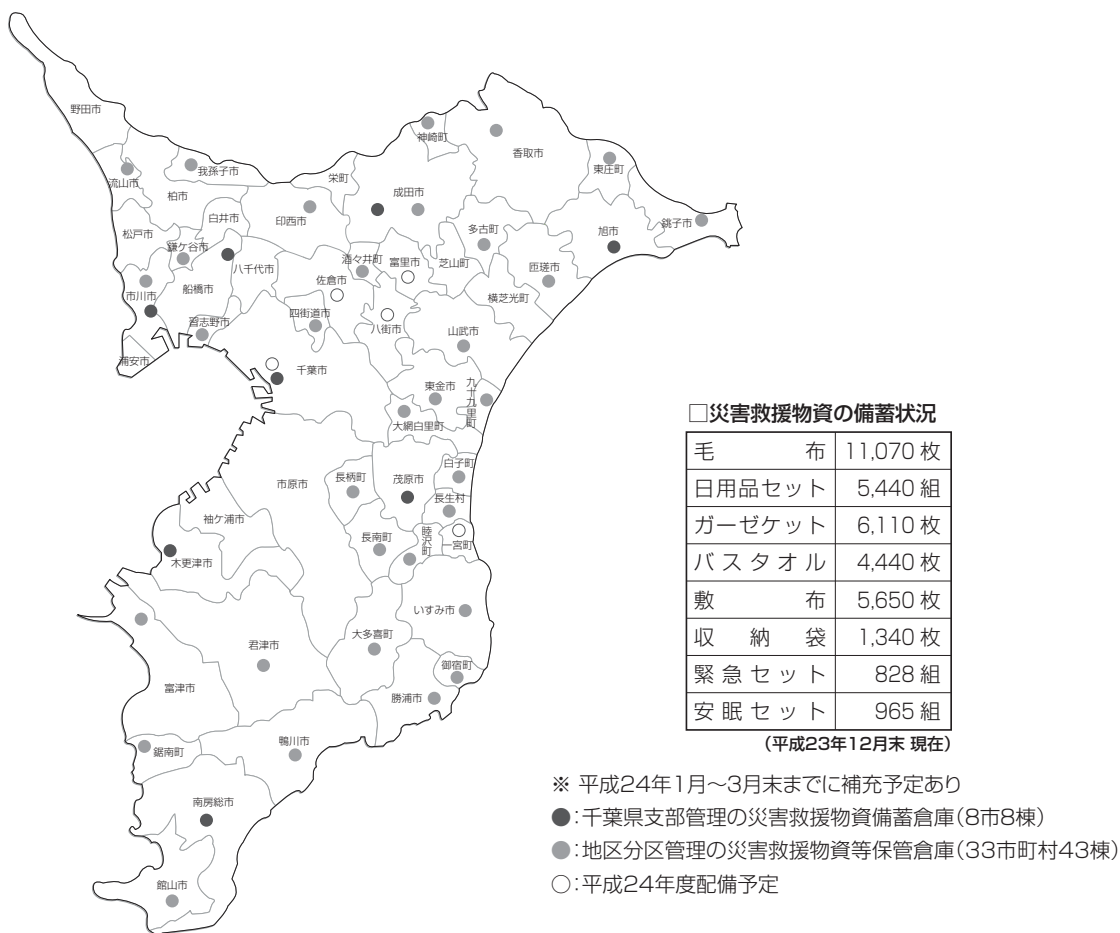
4 救護装備の整備と災害救援物資の備蓄

(1) 救護活動体制の充実強化のため必要な装備を計画的に整備しているが、平成24年度は以下を整備する。これらの装備は、支部、施設をはじめ8か所の支部拠点倉庫のほか、必要に応じ地区分区倉庫にも保管する。

また、県内における救援物資備蓄体制強化のため、東葛地域へ支部拠点倉庫の整備を進める。

- 救護所関連資材
- 災害救援車両(更新)
- 災害救援物資等保管倉庫
- 災害用移動炊飯器及び天幕
- 大型フレームテント
- 衛星携帯電話
- 救急医療用機器 他

(2) 災害救援物資については、8か所の支部拠点倉庫に常備し、被災者への迅速な配布に備える。なお、千葉県生活協同組合連合会と災害時輸送協定を締結しているが、日頃から情報交換に努め、関係を強める。



5 火災等被災者への救援物資配付と見舞金の贈呈

災害救助法の適用を受けない県内における火災や風水害等の災害発生時には、地区分区を通して毛布や日用品セットなどの災害救援物資を速やかに配付するとともに、小災害による被災者に対して、見舞金を贈呈する。

6 義援金の募集

国内において、災害救助法が適用される大規模災害、またはこれに類する災害が発生し、緊急かつ広範囲な救援が必要なときは、義援金の募集・受付を行う。なお、寄せられた義援金は、被災都道府県支部または本社に送金し、関係機関の代表者で組織する被災都道府県の義援金配分委員会を通じて被災者に全額配分する。

7 地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化

- (1) 県等の防災計画で期待される赤十字奉仕団それぞれの役割と活動について周知を図り、迅速・円滑に活動が展開できるよう研修・訓練を実施する。
- (2) 防災ボランティアは、県内7ブロックを単位に体制強化を進めているが、活動の中核となる地区リーダーの養成を強化するとともに、地域に根ざした活動を展開する体制として市区町村を単位とする協議会設置に引き続き取り組む。
- (3) 赤十字奉仕団と防災ボランティアの協力協働体制を強化するため、日頃から顔の見える関係づくりに取り組む。

千葉県地域防災計画において赤十字奉仕団に期待されている役割

「日本赤十字奉仕団の活動は、下表に基づき、救護奉仕・看護奉仕・炊出奉仕・物資配付奉仕・避難誘導奉仕等を行う。このため常に各奉仕団・関係者との緊密な連携を保持するとともに、その他の機関とも綿密な連絡に努める。」
(千葉県地域防災計画抜粋)

千葉県赤十字地域奉仕団…	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団…	避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配付等
千葉県赤十字安全奉仕団…	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配付等
千葉県赤十字看護奉仕団…	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団…	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会…	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団…	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配付等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団…	津波又は洪水による溺水者の救助及び応急手当等
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団…	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第2 国際活動の充実

世界各地では、今もなお民族対立や政治経済の混乱などに起因する様々な紛争が生じており、多くの難民や避難民が発生している。また、風水害や地震などの自然災害においても多くの被災者が発生している。

このような状況の中、赤十字の国際救援活動は、赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟（以下「国際赤十字」という。）の調整のもと世界的なネットワークにより、緊急救援から長期にわたる人道ニーズへの取り組みまで、多岐にわたり行われている。

平成24年度も千葉県支部では、国際活動に参加し、資金援助を行うとともに積極的に国際救援要員の派遣を行う。

1 緊急救援・復興支援及び途上国における開発協力

カンボジアでは、十数年に及んだ内戦により多くの地雷犠牲者が発生しているため、千葉県支部では平成9年からカンボジア義肢センター運営費への資金援助を行っており、平成24年度も引き続きこれを行う。

また、ネパールとバングラデシュの青少年に対する教育や保健・衛生環境改善のため、平成24年度も引き続き資金援助を行う。

更に、ウガンダ北部地域では、20年以上にわたる内戦によって、多くの国内避難民が発生したが、現在避難民の多くが元の居住地へ帰還しているものの、依然として医療・衛生環境は劣悪であり、特に妊産婦を取り巻く状況は深刻で、継続的な支援が求められていることから、本年度新たにウガンダ母子支援事業のための資金援助を行う。

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) カンボジア義肢供給支援／地雷犠牲者救援支援 | (平成9年～) |
| (2) ネパール青少年教育等支援事業 | (平成21年～) |
| (3) バングラデシュ青少年教育等支援事業 | (平成22年～) |
| (4) ウガンダ母子支援事業 | (平成24年～) |

2 国際救援要員の養成

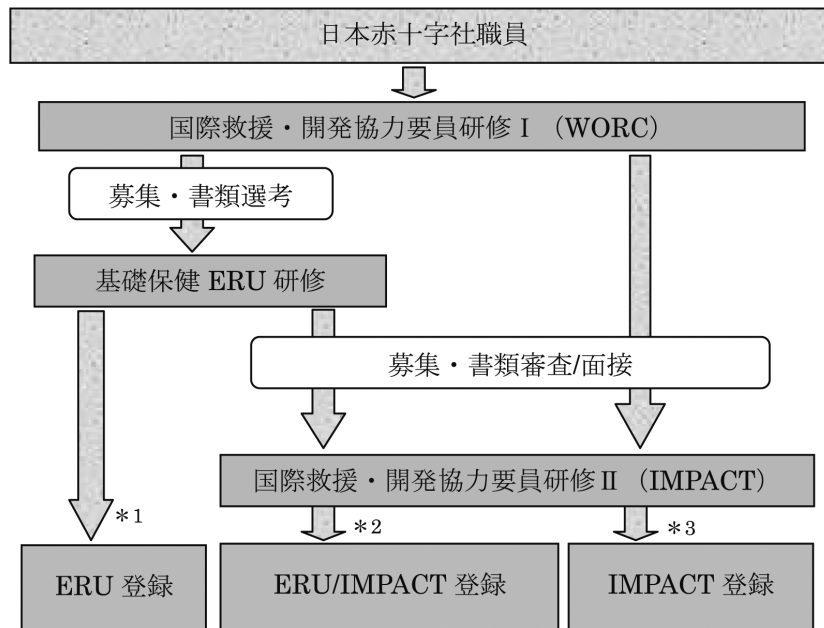
国際医療救援拠点病院*等が主催する各種研修会に職員を参加させ、国際救援要員を育成する。

*「国際医療救援拠点病院」

国際救援の人的貢献の拡充を図り、長期にわたり国際活動に従事できる人材を確保し、その経験や知識を蓄積し、併せて緊急救援要請にも応えられるよう、本社は、次の赤十字病院を同拠点病院に指定している。

日本赤十字社医療センター、名古屋第二赤十字病院、大阪赤十字病院、日本赤十字社和歌山医療センター、熊本赤十字病院

国際救援要員の養成プロセス



- * 1 : 基礎保健ERU研修を修了し、ERU要員として活動を希望する者
(ERU: Emergency Response Unit、緊急対応ユニット)
- * 2 : 基礎保健ERU研修/IMPACTを修了し、ERU要員/国際救援・開発協力要員として活動を希望する者
- * 3 : IMPACT研修を修了し、国際救援・開発協力要員として活動を希望する者

3 海外救援金（寄付金）の募集

(1) 海外たすけあいキャンペーンの実施

日本赤十字社ではNHKと共催で、毎年12月1日から25日まで「海外たすけあい」キャンペーンを全国的に展開している。

平成24年度もNHK千葉放送局との協働で地方銀行等の協力を得て寄付金の募集を行う。

(2) 海外救援金の募集

海外において、大規模災害や紛争などによる被災者や難民が多数発生し、救援アピールがあった場合は、救援金の受付を行う。寄せられた救援金は、日本赤十字社が国際赤十字と連携して行う救援活動のための経費に全額充当する。

4 安否調査

ジュネーブ条約に基づき、国際赤十字と共同で行方不明者や家族と連絡が取れない人々の所在調査を市区町村の協力のもとに実施する。

第3 医療事業の充実

成田赤十字病院は、支部と連携し、災害救護活動など赤十字本来の使命を果たすよう努めるとともに、三次救急*¹やがん治療など高度医療を担う県北総地域の中核病院として、地元医師会や関係機関との病診及び病病連携を推進し、「こころあたたかい医療」の実践に努め、地域住民に信頼される病院を目指す。

1 病院運営の健全化

当院は、赤十字病院としての使命と地域の中核病院としての役割を担い医療提供を行っているが、医師確保の厳しい現状や高度な医療提供を行うために必要な設備整備など、経営状況は極めて厳しい状況に置かれている。

こうした中、病院運営の健全化に向けて、経営手法のひとつであるB S C（バランスト・スコアカード）の手法を用い、医療の質と安全の向上と患者サービスの向上を図りながら、より一層の業務の効率的かつ効果的な運営を進める。

(1) 事業目標

ア 1日あたり患者数、年間患者数

入院患者 618人／日、 225,570人／年

外来患者 1,249.5人／日、 304,878人／年

イ 患者1日1人あたり診療収益

入院診療収益 53,020円

外来診療収益 14,700円

(2) 経営の安定化

病院運営を進めていくうえで、経営の安定化は最も重要な課題であり、その指標として大きな柱である入院患者による病床利用率を向上させていくことで、安定的な収益確保を行う。

また、今後一層のコスト削減へ意識の向上を図り経費の削減に努める。

(3) 業務の効率化

部署ごとに業務内容の検証、見直しを継続的に行い、業務の効率化を図ることで費用の削減につなげる。

(4) 人財の確保と育成

病院運営の基盤は人財確保と定着であり、計画的な採用と個々の知識や技術などの向上に積極的に取り組める環境の整備を推進する。

ア 医師の確保

診療の核となる医師の確保は重要であり、千葉大学をはじめ医学部を持つ他の大学にも積極的な働きかけを行い、医師の確保を目指す。

イ 看護師の採用

病院看護の基本となる看護師の採用も、医師の確保に並び重要であり、積極的に新規採用を進めるとともに、働きやすい環境の整備など支援体制を強化しつつ、採用と離職防止に努める。

ウ 資格取得支援と適正な配置

医療業務の細分化が進む中で、当院の医療水準の維持向上を図るために育成計画を策定し、各部門のエキスパートを育て有資格者の適正な配置を行う。

(5) 職員満足度の向上

一人ひとりの職員が、働きがいを持って日々業務に邁進できるよう、職場環境の改善に積極的に取り組み、魅力ある職場づくりに努める。職員満足度の向上により、医療提供の充実や患者サービスの向上につなげる。

2 医療提供体制の充実

国民の医療への関心が高まる中、千葉県の保健医療計画でも4疾病4事業*²などの医療連携体制の構築が進められているが、その計画を具現化した循環型地域医療連携システムが打ち出され、当院も地域の中核病院として、当該計画のシステムに沿った医療提供を行う。

(1) 高度医療の充実

日々、高度化している医療水準に対応すべく、当院も高度で先進的な医療提供を行えるよう努める。

また、近年利用者の増えてきた外来通院治療センター*³の有効的な活用、地域周産期センターの新設など、入院、外来共に病院機能の充実を図る。

(2) 救急医療の充実

第三次救急指定病院として、地域の救急医療における役割を果たすべく、他の医療機関では救命が困難な重症患者や、救命のための緊急処置が必要な患者の受け入れを24時間体制で行う。

また、地域や関係機関に対し当院の機能及び地域医療連携についての広報を推進し、医療の機能分化についての理解促進を図り、高度急性期医療を担う病院としての体制の維持向上に努める。

(3) 安全管理体制の確立

医療事故防止対策に万全を期すとともに、安全な医療を提供するための知識・技術の向上のための職員研修を継続的に行い、患者情報の共有を図り事故の再発防止に努める。

また、近年増加してきている院内暴力等に対応すべく研修会を開催し、患者さまや職員の安全を確保できるよう取り組む。

(4) 地域医療連携の強化

医療提供を行ううえで重要な要素である地域、患者さまのニーズに応えるため、当院

の機能と役割が発揮できるよう努め、今後も医師会、歯科医師会との連携を密にし、地域の医療機関等との効果的な連携を推進し、地域医療の充実を図る。

また、千葉県が行っている全県的地域医療連携パス^{*4}の普及に取り組み、更なる医療連携の効率化を図る。

(5) 健診事業の充実

地域の人々の健康を守るため、人間ドックによる疾病の早期発見、健康へのアドバイスをを行うなどの健康増進事業を推進する。

3 患者サービスの向上

安全で安心、信頼のおける「患者さまから選ばれる病院」を目指した医療の提供を行う。

(1) 患者満足度の向上

診療内容、設備、職員の接客対応や待ち時間等、患者サービスの充実に積極的に取り組んでいくことで、患者満足度の向上を図る。

ア 診療後の待ち時間の短縮

患者さまが最も不満に感じる「診療後の待ち時間」に対し、待ち時間の更なる短縮のために、事務処理手順などの見直し等により時間短縮への改善を行う。

イ 職員接遇の向上

これまでに養成した院内接客インストラクターを中心に院内接客研修を実施し、職員個々の接客能力の向上に努める。

4 医療社会事業の推進

国内外での医療救済や保健衛生活動、地域に密着した社会福祉活動等をより積極的に実施し、すべての人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献する。

(1) 国内外の医療救済活動

「東日本大震災」における医療救済活動の経験と実績を基に、災害発生時における即応体制の強化を図る。

また、必要に応じて国際救済要員を派遣するなど、国際活動へ積極的に参加する。

ア 災害救済活動、救済研修会

災害発生に備え、常備救済班12個班、DMA T^{*5} 2チームの即応体制及び医療資機材の整備に努める。

また、千葉県をはじめとした自治体及び関係機関等が開催する災害救済訓練、防災訓練等に積極的に参加するとともに、当院独自に災害時受入訓練の実施、千葉県支部との合同による救済看護師養成研修会やこころのケア研修会を行うなど、救済活動に必要な知識と技術の習得に努める。

イ 国際救援活動

国外で発生する様々な災害や紛争等による被災者支援のため、派遣要請に応じて直ちに職員を派遣できる体制を整備していることから、活動に従事する職員を積極的に派遣する。

また、国際救援要員基礎研修会などの各種研修会への参加を通して、国際的な視野をもった職員を育成し、国際救援要員の確保に努める。

(2) 保健衛生活動

保健衛生活動を推進するため、地方自治体が実施する講習会、相談及び指導等の事業に積極的に参加協力する。

また、地域に開かれた病院として、「市民公開講座」を開催し、地元自治体、医師会などと協力して地域の人々への健康増進活動を積極的に行う。

(3) 救急法等講習会の開催

「救急法」、「幼児安全法」及び「健康生活支援講習」の各赤十字講習会を開催し、地域の人々への積極的な参加を求め、その普及に努める。

特に、心肺蘇生やAED（自動体外式除細動器）を用いた除細動などの知識・技術を多くの人々に習得してもらえよう、積極的に講習会を開催する。

また、講習普及を推進する指導員については、当院を会場として救急法指導員養成講習会を開催し、指導員の育成・確保に努め、指導体制の強化を図る。

(4) ボランティア活動の推進

ボランティア活動については、患者さまのニーズにあった魅力ある活動の場を提供できるよう努める。

また、ボランティアとしての誇りと自覚を持った活動を行うために必要な研修を行うとともに、職員との交流会などにより院内の情報の共有に努め、活動の活性化を促進する。

(5) 医療福祉相談活動の強化

疾病を契機に起こる療養上の様々な不安や心配ごと等に対し、心理・社会的支援や社会資源の紹介などの経済的相談支援を積極的に行い、早期の社会復帰促進を図る。

また、院内各部門との連携を密にし、患者さまニーズの早期発見に努め、患者さまが療養上不利益にならないよう、充実した相談支援を実施する。

地域の関係機関との連携に努め、転院、施設入所、自宅退院などの退院支援を促進し、地域における医療、介護、福祉の充実を図る。

5 訪問看護ステーションの活動

訪問看護ステーションでは、「地域に根ざした訪問看護」の実践を目指し活動を行う。

また、患者さまの地域でのかかりつけ医やケアマネージャーとの連携を密にし、住み慣れたご自宅で納得のいく療養ができるよう支援する。

[用語解説]

* 1 「三次救急」

救急患者が症状の程度に応じて適切な医療が受けられるよう、県の医療計画において救急医療体制の体系的な整備が図られている。

三次救急は、心筋梗塞や脳卒中、多発外傷などの生命に危険が及ぶような重症・重篤な救急患者に対する医療であり、当院の役割はこれにあたる。

これに対し、一次救急（初期救急）は、入院や手術を伴わない医療であり、休日夜間急病診療所や、在宅当番医によって行われる。二次救急は、一次救急の後方医療として入院や手術を必要とする救急患者に対処するための医療であり、病院群輪番制により行われている。

* 2 「4疾病4（5）事業」

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病と、救急医療・災害時における医療・へき地の医療・周産期医療・小児医療（小児救急医療を含む）の5事業にかかる医療連携体制をいう。

千葉県では、平成20年4月からへき地医療を除く医療連携体制の構築を進めている。

* 3 「外来通院治療センター」

外来通院治療センターとは、外来において化学療法（抗がん剤による治療）を行う部門である。入院をしないで通院で治療を行うことから、仕事や自宅での生活を維持し、生活の質を落とすことなくがん治療に取り組むことができる。

* 4 「全県的地域医療連携パス」

地域医療連携パスは、クリニカルパスを進展させ、複数の医療機関（急性期の医療機関から回復期の医療機関）を経て自宅に戻るまでの「治療計画」である。

なお、千葉県で行う循環型地域医療連携システムでは、がん（胃、乳、肺、肝、大腸、子宮）、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の全9種類のクリニカルパスの利用促進を図っていくこととしている。

「クリニカルパス」

クリニカルパスは、入院中に受ける検査や手術、手術後のリハビリなどの治療の予定をわかりやすいイラストなどを使い表にまとめた「治療計画」である。

* 5 「DMAT」

災害派遣医療チーム“Disaster Medical Assistance Team”の略で「ディーマット」と発音する。

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、発災直後の救急治療等を行うため、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チームをいう。

活動は、災害の急性期（概ね48時間以内）で、現場活動、病院支援、広域医療搬送等が主な内容である。

第4 看護師の育成

看護に関する幅広い能力を備えた赤十字看護師として、保健医療活動をはじめ災害救護活動、国際救援活動など広く社会に貢献できる人材の育成をめざすとともに、赤十字運動の推進者となるよう、赤十字の理念に基づく教育を行っている。

なお、成田赤十字看護専門学校は、施設の狭隘と老朽化、さらには県内に多くの看護大学が新設されるなど、良質な学生を確保することが極めて困難になったことにより、平成27年3月31日をもって閉校することとし、今後は日本赤十字看護大学及び県内の看護大学生に対する奨学金制度の充実を図ることにより、看護師の確保を図る。

1 成田赤十字看護専門学校の運営

(1) 教育方針

- 少数教育により、学生個人の特性を尊重した主体的な学習態度を養い、看護に関する幅広い能力と自ら問題解決していく能力を育成する。
- 緊急・災害時の看護にも対応できる知識・技術の習得をめざした授業科目構成や展開を内容とするカリキュラムでの教育を行う。また、国際救援活動にも対応できる看護師の育成を目的に、海外研修を支援し国際的視野の涵養を図る。
- 学生生活を通じて深い人間理解に基づく人を愛する心とボランティア精神を育む。
- 赤十字精神を理解し日常生活や看護の中で具現化することを学ぶ。

(2) 養成計画

1 学年30名を原則として平成24年度は以下のとおり養成する。

1 年生 30名 2 年生 30名 3 年生 36名 計96名

2 学生の修学支援

成田赤十字看護専門学校の学生が経済的に安定した環境のもとで修学できるよう、奨学金制度を設け、学校長の推薦に基づき運用する。

なお、日本赤十字看護大学についても、県内高校卒業生の支部長推薦や希望学生に対し奨学金制度を設け、赤十字看護師の確保に努める。

また、成田赤十字病院では、本年度からは城西国際大学に新設される看護学部の臨床実習施設として協力することとなり、千葉県における看護師養成事業への協力を行う。

これに併せ、城西国際大学の学生に対しても新たに奨学金制度を創設し、新たな形での赤十字看護師の養成に取り組む。

第5 血液事業の推進

血液事業の運営にあたっては「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（以下「血液法」という。）や薬事法等関係法令を遵守し、採血事業者及び製造販売業者としての責務である血液製剤の安全性の確保・向上及び安定供給の確保に努め、県民の信頼と期待に応える適正かつ確実な事業を遂行する。

平成24年4月からは上記の事業目的のさらなる向上を目指すとともに、将来にわたり効率的で持続可能な血液事業運営体制を確立するため、各都道府県の血液センター単位による事業運営体制から、全国を7ブロックに分けブロック単位とする事業運営、広域的な需給管理体制、財政の一元化、これらの実施に伴う本社直轄の各ブロック血液センターの設置など広域事業運営体制へ移行する。

これにより血液事業特別会計については、財政の一元化に伴い会計単位を各ブロック血液センター、血漿分画センター、血液管理センター及び血液事業本部（本社）として、歳入歳出予算・決算及び財務諸表を血液事業本部が取りまとめて一本化して作成する。

献血者の安定的な確保については、県内で必要な血液は県内で確保することを目標に、成分献血及び400mL献血に対する県民の理解と協力を得て、県・市町村並びに献血推進団体等と連携した採血業務を的確に進める。

推進にあたっては、血液事業は県民の信頼のうえに成り立っている事業であることを念頭に、血液法、薬事法をはじめとした各種法令遵守について、教育訓練やインシデントレポートシステムの活用等を充実し徹底を図り安全管理体制と危機管理体制に万全を期する。

また、赤十字職員としての意識及び資質向上を図るため、千葉県支部・ブロック血液センターが主催する合同研修等へ積極的に参加するとともに計画的な職員の教育訓練を行う。

さらに、今後の血液事業は、輸血用血液製剤の安全性確保及び計画的な施設整備や献血環境の充実などの事業基盤の強化に伴う費用の増加等により、引き続き厳しい財政運営が予測されることから、一層の効率的、合理的な事業運営に努める。

1 供給・販売計画

(1) 輸血用血液の供給

休日・夜間及び緊急時や遠隔地等への供給を含め、医療機関の需要に的確かつ迅速に対応できる供給体制の充実を図る。

また、広域需給管理により血液型別、種類別の在庫をブロック単位で管理し、需要に見合った適切な在庫を確保することで、さらなる安定供給を図る。

製 剤 名	供給計画単位数
全 血 製 剤	0.0 単位
赤 血 球 製 剤	300,000.0 単位
血 漿 製 剤	162,999.5 単位
血 小 板 製 剤	352,000.0 単位
合 計	814,999.5 単位

ア 的確な需給予測の策定

県内医療機関の需要動向を的確に把握し、ブロック血液センターの広域的な需給管理による指示のもと、在庫状況に合わせた採血計画の調整を行う。

また、医療機関に一層の適正使用を推進するとともに受注方法等の改善を図る。

イ 安全性の高い輸血用血液の供給

輸血用血液の安全性の確保については、従来から実施している安全対策を引き続き適切に実施し、品質管理体制及び血液安全委員会等の機能を有効に活用し、的確な製造管理、品質管理の徹底に努める。

(2) 血漿分画製剤の販売促進及び原料血漿の確保

ア 血漿分画製剤の販売促進

血液法の基本理念に国内自給が規定されたことを踏まえ、血液製剤の国内自給の推進と原料血漿の有効利用に資するため平成24年度も販売活動の一層の強化に努める。

製 剤 名	販売計画本数
アルブミン製剤	16,665 本
免疫グロブリン製剤	3,537 本
血液凝固第Ⅷ因子製剤	1,496 本
合 計	21,698 本

イ 原料血漿の確保

輸血に使用される血漿のほかに、アルブミン・グロブリン製剤及び血液凝固因子製剤等の血漿分画製剤用原料血漿の千葉県割当目標量の確保に努める。

原 料 名	確 保 目 標 量
血漿分画製剤用原料血漿	44,124L

2 採血計画

採血計画については、県・市町村及び献血推進団体等との連携のもと、供給計画と血漿分画製剤用原料の確保目標量に基づき、成分献血及び400mL献血を中心とした受入れを強化し、輸血用血液の安定供給ならびに血漿分画製剤用原料血漿の確保が図れる採血量の確保に努める。

献 血 種 別	採血計画人数
成 分 献 血	72,382 人
4 0 0 m L 献 血	145,983 人
2 0 0 m L 献 血	34,685 人
合 計	253,050 人

なお、献血者の確保については、若年層の献血推進、地域・職域等の集団献血及び複数回献血の推進を行うとともに、一時的あるいは季節的な輸血用血液不足にも十分対応できる献血受入体制の柔軟な対応を図るなど、需要に見合った血液の確保を行う。

また、献血会場においては献血者の安全を第一に確保し、採血副作用の防止に努める。

(1) 移動採血

血液センターが保有する移動採血車10台により、全血献血を確保する。特に400mL献血の推進と1稼動当たりの献血者数の増加に努める。

(2) 献血ルーム

県内6ヶ所の献血ルームのうち運転免許センターを除いた献血ルームにおいては、成分献血を主体に血小板及び血漿を確保し、移動採血のみでは不足する全血献血の確保も併せて行う。但し、運転免許センター献血ルームでは、立地条件等から全血献血のみを受け入れる。

このため、年間を通じたキャンペーンの実施や赤十字奉仕団、献血推進団体等との連携を密にし、特に平日における献血者の確保増を図る。

3 献血者登録制度の推進

輸血用血液を安定的に確保するため、献血登録者（血液センターが献血を要請する日にできる限り協力する意思があり、事前登録をした方）の増強を推進する。

献血者登録に関しては、特に血小板不足時における献血者の確保や赤血球製剤の安定確保を図るため、インターネットの活用や献血ルームでの勧誘を進め、献血者登録制度の一層の周知啓発を図る。

また、毎年複数回の献血協力を行う意思のある方々で構成する「複数回献血くらぶ」の拡充により、献血者の安定的な確保に努める。

4 献血啓発活動

少子高齢社会において、献血者の年齢層に応じた献血推進はもとより、幼少期も含めた若年層、企業や団体等を対象に献血啓発を図るとともに、安定的に献血者を確保するためのキャンペーンや各種広報媒体の活用、若年者献血セミナー事業の充実等、積極的な広報活動の展開に努める。

また、県・市町村及び献血推進団体との連携の強化、ボランティアなどの積極的な育成と受け入れに努め、献血推進者の育成を幅広く図っていく。

5 医薬情報活動の推進

安全かつ適正な輸血医療の一層の普及と献血由来血漿分画製剤の国内自給達成に資するため、血液製剤及び輸血関連情報の伝達や提供、収集等、積極的な医薬情報活動に努め、製造販売後の安全管理業務への適正な対応を図る。

6 関連事業への協力

(1) 骨髄バンク事業への協力

骨髄提供希望者の受付、登録データの管理、HLA（ヒト白血球抗原）型検査及び検索業務等について一層の協力に努める。

このため、より幅広い地域における登録受付場所として、常設の献血ルームのほか県内の移動採血会場において登録申込を受け付ける献血並行型のドナー登録会を開催し、骨髄提供希望者の増加に協力する。

(2) 自己血輸血への協力

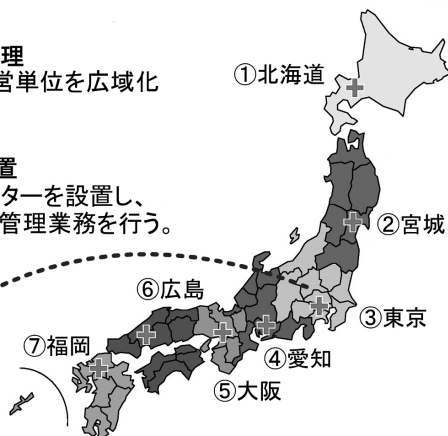
医療機関からの自己血使用輸血血液の保存調製協力要請に対しては血液事業に携わる立場を踏まえ、実施要項及び手順書等に基づき引き続き適正に対応する。

広域事業運営体制の概要

- (1)業務:広域需給管理
都道府県の枠を越えて、ブロック単位で広域的に血液の需要と供給のバランスを調整する。
- (2)経営:事業運営のブロック化と資金の一元管理
広域需給管理の事業単位に合わせ、事業運営単位を広域化し、本社が資金を一元管理する。
- (3)組織:本社直轄のブロック血液センターの設置
ブロック内の事業を統括するブロック血液センターを設置し、ブロック内の検査・製剤、需給管理及び企画・管理業務を行う。

ブロック血液センター
設置場所(全国7か所)

※関東甲信越ブロック内の地域血液センター
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県



実施体制

本社(血液事業本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○全国の血液事業の運営を統括管理 ○血液事業全体の経営、監督
ブロック血液センター (本社直轄)	<ul style="list-style-type: none"> ○本社直轄施設として全国7か所に設置 ○ブロック内の血液事業の適正な運営 (医療需要に基づく製造体制、需給管理、財務管理及び地域血液センターの指導等)
地域血液センター	<ul style="list-style-type: none"> ○全国47都道府県にある血液センター ○各ブロック血液センターに属し、地域内の献血推進・採血・供給業務

第6 健康・安全のための知識と技術の普及

日本赤十字社では、「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、救急法等5つの講習（救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法）の普及に取り組んでいる。

平成24年度も、日本赤十字社の使命を達成するため、企業とのタイアップやモデル地区の設置等により、広く県民に救急法等5つの講習の普及を図る。

特に、東日本大震災の教訓から、災害時における「自助」、「共助」の重要性が再認識されたことを受け、赤十字が事業として取り組んでいる救急法等の講習普及が地域防災力の向上にも生かされるものであることから、地区分区等の協力を得て、地域での講習開催に努める。

1 市民ができる救命手当・応急手当の普及

平成23年6月に「救急蘇生法の指針」の基となる「JRC（日本版）ガイドライン2010」が発表されたことに伴い、当該ガイドラインに沿った新しい一次救命処置の内容を救急法、幼児安全法の講習を中心に、赤十字奉仕団等の協力を得て、市民に普及する。

(1) 救急法等講習の普及推進

意識障害や呼吸停止、心停止などの直ちに手当が必要な傷病者に対し、救急隊が到着するまでの間、適切な観察・判断のもと迅速に手当を行う知識・技術及び日常生活における事故防止とその手当の方法を身につける救急法講習会を開催する。

また、こどもに起こりやすい事故とその手当、発熱、けいれんなどの症状に対する家庭内での看病の方法を身につける幼児安全法講習会を開催する。

ア 県民に身近な講習の開催のために

千葉県支部や成田赤十字病院での開催はもとより、地区分区事業としての取り組みや企業の社員研修(企業とのタイアップ講習等)を呼びかけることにより講習会を開催し、救急法や幼児安全法などへの理解や重要性の認識を広め、地域での講習会が活発に開催されるよう努める。支部は、ボランティア指導員の派遣や必要な講習資機材の貸出を行う。

また、地域の子育て支援の一環として、赤十字奉仕団と協力して託児付き幼児安全法講習会（パパとママのための救急法スクール）を開催し、子育て中の若い親が受講しやすい環境に配慮する。

イ 普及モデル地区による取り組み

救急法等普及モデル地区を設け、地区や地元奉仕団などとの協働により、救急法や幼児安全法の短期講習を集中的に開催し、救急法等に対する市民や企業・学校の関心を高め、その後の継続した取り組みに繋がる講習普及のモデル事業を構築する。

このことにより救命率を向上させるとともに、市民の助け合い風土を醸成し、安

全・安心のまちづくりを目指す。また、その成果を県内各地域に広める。

- 自治会や町内会に呼びかけ、地域住民を対象に講習会を開催する。
- 小・中・高等学校に呼びかけ、教職員・保護者・児童生徒を対象に講習会を開催する。
- 企業に呼びかけ、従業員を対象に講習会を開催する。
- 市区町村施設と連携し、地域住民を対象とした講習会を開催する。
- 地域の赤十字奉仕団と協力し、モデル事業の推進に必要なボランティア指導員を養成する。
- 普及モデル地区に資機材を配備し、効果的に講習が実施できる環境を整える。

(2) 水の事故防止等のために

周囲を海に囲まれ自然水域の豊富な県土にある千葉県支部として、水の事故から自他の生命を守るため、泳ぎの基本、水の事故防止、溺者救助などの知識と技術を習得できる水上安全法講習会を積極的に開催する。

ア 水上安全法救助員の養成

水辺での事故防止、泳ぎの基本と自己保全、事故者の救助及び応急手当など水に関わる活動中の安全を図るため、プールや海を会場に講習会を開催し、救助員の養成に努める。

イ 短期講習

水に親しみながら、着衣泳などを通し、身の回りにあるものを使った自己保全の方法などの短期講習会を、主催者の要望に応じ開催する。

- 学校の児童生徒への指導

(3) 雪上の事故防止等のために

雪上のレジャー・スポーツなどを安全に楽しんでいただくため、雪上の事故から生命を守るための知識と技術を身につける雪上安全法講習会を、他県支部と協力して開催する。

2 すこやかな高齢期を迎えるために必要な、健康増進の知識や介護技術の普及

高齢社会のニーズにあわせ、高齢者が寝たきりにならないための健康管理・健康増進、介護予防、介護・自立支援のための知識や技術を習得する健康生活支援講習会を開催する。

- 高齢者の支援や介護・自立に向け役立つ知識・技術を身につける支援員の養成のほか、受講者のニーズに応じたプログラムでの短期講習会を開催する。
- 災害時高齢者生活支援講習

被災した高齢者が避難所生活を支援するための知恵や工夫、支援技術を内容とした講習会を高齢者自身や地域のボランティアを対象に開催する。

3 講習指導体制の充実・強化

指導員の育成・講習資機材の整備など講習指導体制を整え、講習会が効果的に開催されるよう環境の整備を図る。

(1) 救急法等講習指導員の育成

救急法等指導員養成講習会を開催し、指導員の育成・確保に努め、指導体制の強化を図る。また、指導員の資質向上、指導力の強化のための環境整備を図る。

- 救急法指導員養成講習 1回
- 水上安全法指導員養成講習 1回

(2) 講習資機材の整備

救急法等普及推進で必要となる資機材の計画的な整備を行うことにより、地域で開催される講習会の効果的な実施に努める。

(3) 広報活動の充実

支部ホームページの活用をはじめ、赤十字関係者や連携企業等に協力を得て各種講習の普及を図る。

- 支部ホームページの活用
- 関係機関へ案内パンフレットの配布
- 市町村広報誌への講習計画掲載依頼
- 連携企業の組織力を活用した広報媒体でのPR

4 救急法フェスタの開催

赤十字奉仕団はもとより、子どもから大人まで広く県民への救急法の普及を目的に、救急法コンテストおよび体験コーナー、レクリエーションを取り入れた「救急法フェスタ」を開催する。(支部創立120周年記念事業)

- 平成24年10月 千葉市内で開催予定

5 イベント等における臨時救護

応急手当などの技術を有する奉仕団員の協力を得て、県内各地において開催される大会、競技会、祭典などへ県や市町村及び各団体等主催者からの要請により救護員を派遣し、急病人、けが人の応急手当をおこなう臨時救護や健康相談等の援護事業を実施する。

[平成24年度 救急法等講習計画]

講習名	講習区分	回数	人数
救急法	基礎講習	133	4,000
	救急員養成講習	80	2,000
	短期講習	668	20,000
	資格継続研修	15	225
	小計	896	26,225
水上安全法	救助員養成講習Ⅰ	8	280
	救助員養成講習Ⅱ	2	40
	短期講習	10	1,000
	資格継続研修	4	60
	小計	24	1,380
雪上安全法	救助員養成講習Ⅰ	1	20
	救助員養成講習Ⅱ	1	20
	短期講習	1	10
	資格継続研修	1	15
	小計	4	65
健康生活支援	支援員養成講習	13	195
	短期講習	89	3,200
	災害時高齢者生活支援講習	(20)	(500)
	資格継続研修	3	21
	小計	105	3,416
幼児安全法	支援員養成講習	12	240
	短期講習	132	3,300
	パパとママのための救急法スクール	(20)	(500)
	資格継続研修	3	45
	小計	147	3,585
	合計	1,176	34,671

* 短期講習…基礎講習・各養成講習の一部を短時間（概ね2時間程度）で実施。 () 再掲
 * 基礎講習・養成講習…各講習規定に基づく時間により実施。学科と実技の検定を行い、優秀な成績を修めた方には、認定証を交付。

日本赤十字社5つの講習

救急法講習

日常生活における事故防止、手当の基本、人工呼吸や胸骨圧迫の方法、AEDを用いた除細動、止血の仕方、包帯の使い方、骨折などの場合の固定、搬送、災害時の心得などについての知識と技術を学びます。

水上安全法講習

水と親しみ、水の事故から人命を守るため、泳ぎの基本と自分自身の安全確保、事故防止、溺れた人の救助、応急手当の方法などの知識と技術を学びます。

雪上安全法講習

雪の楽しさを知るとともに、スキー場などでの事故防止や、けが人の救助、応急手当の知識と技術を学びます。

健康生活支援講習

誰もが迎える高齢期を、すこやかに迎えるために必要な健康増進の知識や高齢者の支援・自立に向け役立つ介護技術を学びます。

幼児安全法講習

こどもを大切に育てるために、こどもに起こりやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気と発熱・けいれんなどの症状に対する手当などの知識と技術を学びます。

第7 赤十字奉仕団による活動

赤十字活動の推進役として大きな役割を担っている赤十字奉仕団は、「赤十字の諸原則」と「赤十字奉仕団員の信条」を基礎として継続した活動を展開している。

千葉県支部では、市区町村を単位とする地域奉仕団と、一定の階層や特殊な技能をもったメンバーで構成される青年奉仕団・安全奉仕団・看護奉仕団・語学奉仕団・病院ボランティア会・特殊救護奉仕団・安全水泳奉仕団・青少年赤十字賛助奉仕団を組織化し、それぞれの奉仕団の特性を生かした実践活動を積極的に展開している。

平成24年度は、赤十字奉仕団の共通活動項目^(※1)をはじめ、全国統一活動テーマである献血推進活動等、各奉仕団の特性や技能を生かし、以下の活動を積極的に展開する。

また、活動の中心となるリーダーの増強を図り、奉仕団相互の連携を深め協働の活動を進めるとともに、青少年赤十字や地区分区等との協力関係を強固なものとし、奉仕団創設65周年を迎える平成25年度にむけて、より多くの県民が参画する赤十字奉仕団活動を展開し、団員増強と仲間づくりに努める。

赤十字奉仕団員の信条

- 一、すべての人人のしあわせをねがい、陰の力となって、人人に奉仕する。
- 一、常に、くふうして、人人のために、よりよい奉仕ができるよう努める。
- 一、身近な奉仕をひろげ、すべての人人と手をつないで、世界の平和につくす。

(赤十字奉仕団規則第2条)

1 防災・災害救護活動の体制の充実・強化

東日本大震災の経験や教訓をふまえ、赤十字奉仕団としての防災・災害救護活動に取り組む意義、役割及び奉仕団に求められる活動を明確にし、初動の段階から被災者のニーズを的確に把握し、組織的かつ効果的な活動が展開できるように努める。

また、災害時には各奉仕団が迅速かつ円滑な活動ができるように日頃の活動を通じ、行政や防災機関と顔の見える関係づくりの構築に努める。

(1) 各奉仕団の特性（災害時の役割）を生かした研修や訓練の実施

(2) 地域防災活動

- ア 市区町村（自治会等）防災訓練への参加
- イ 地域防災計画に基づく防災研修会等の開催
- ウ 九都県市合同防災訓練への参加

2 献血推進活動の充実・強化

奉仕団の全国統一活動として、各赤十字奉仕団の活動を通して、若年層を中心とした献

血思想の普及に積極的に取り組む。

- (1) 全国統一活動の強化
- (2) 夏期・冬期特別献血の実施
- (3) 移動採血車や献血ルームでの活動協力

3 学校への支援活動

地区分区と連携して地域の学校との関係を強化し、学校と地域住民が支え合いながら青少年を育む地域づくりに努める。

また、学校との協働活動の機会を通じて青少年赤十字の採用を働きかける。

- (1) 防災教育や福祉教育、救急法等講習への支援・協力
 - ア 学校行事への参加・協力（非常食炊き出しなど）
 - イ 車いす、高齢者疑似体験、点字、手話などの技術指導者の派遣
 - ウ 救急法等講習会への指導員派遣や指導補助
 - エ 安全水泳教室の実施
- (2) 奉仕団の参加・協力を充実させるための研修会の開催
 - ア 赤十字奉仕団技術指導者養成研修会の開催
- (3) 地域での奉仕団と青少年赤十字の恒常的な連携づくり
 - ア 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センターへの技術支援と運営補助

4 地域福祉活動

地域や市民のニーズの把握に努め、少子高齢社会に対応した高齢者福祉活動や児童の健全育成活動等を積極的に展開する。

- (1) 高齢者支援活動の推進
 - ア 地域高齢者支援モデル地区の指定
 - イ ひとり暮らし高齢者訪問支援活動
 - ウ 高齢者ふれあいサロン等の実施
- (2) 子育て支援活動の推進
 - ア 幼児安全法講習会の開催
 - イ 託児付き幼児安全法講習会（パパとママのための救急法スクール）の開催
 - ウ 防犯パトロール
- (3) その他の活動
 - ア 点訳・手話奉仕活動

5 健康で安全な生活を送るための活動

けがや急病により手当を必要とする傷病者に適切な対応ができるよう、救急法等の知

識・技術を身に付けるとともに、事故防止の思想を広め、安全で安心して暮らせる地域づくりに取り組む。

また、青年奉仕団を中心として、全国の統一活動であるHIV／エイズ感染予防啓発活動を積極的に展開する。

(1) 救急法・幼児安全法講習会等の普及

- ア 各種講習会開催による救命手当や応急手当等の普及
- イ 救急法等講習会での指導やサポート
- ウ 安全教育等へのサポート

(2) 健康生活支援講習の普及

- ア 災害時高齢者生活支援講習会の受講促進

(3) HIV／エイズ感染予防啓発活動の推進

- ア ピア・エデュケーションを用いたHIV／エイズ感染予防啓発活動
- イ ピア・リーダーの育成

6 赤十字精神の普及と社資募集への取り組み

各赤十字奉仕団活動の機会を通じて、広く県民に赤十字の活動を広報することにより、赤十字の理解者や支援者を増やし、赤十字社員の増強と社資の募集に努める。

(1) 赤十字の理解促進

- ア 各地区分区における「一日赤十字」の開催
- イ 各ブロックにおける「赤十字のつどい」の開催

(2) キャンペーンへの参加

- ア 赤十字運動月間キャンペーン（5月）
- イ NHK海外たすけあいキャンペーン（12月）
- ウ 地域における各種イベント（通年）

(3) 赤十字奉仕団による社資募集活動

(4) 救援金、義援金の募集活動

7 赤十字施設や他団体等からの依頼・要請に基づく活動

県内赤十字施設における各種活動の運営サポートを組織的かつ計画的に行い、きめ細かいサービスの提供を行うとともに、他団体等からの依頼・要請に対しても積極的に応える。

(1) 赤十字施設における諸活動

ア 千葉県支部

（裁縫奉仕、赤十字新聞発送作業奉仕、チャリティーコイン選別作業奉仕等）

イ 成田赤十字病院

（裁縫奉仕、衛生材料作業奉仕、花壇の手入れ奉仕、患者慰問奉仕、通訳支援奉仕等）

ウ 血液センターでの活動

(献血ルームや移動採血車での呼びかけ・接遇奉仕、健康相談等)

(2) 他団体等からの依頼・要請に基づく活動

ア 各種大会、競技会、イベント等での臨時救護活動の実施

イ いのちと健康を守るための通訳や翻訳奉仕活動

8 ボランティア・リーダーの養成

赤十字奉仕団員が赤十字についての基本的な知識や奉仕活動に必要な技術を身につける場として、また、地域活動の活性化を図るために活動の中心となるリーダーを育成する場として、研修体系に基づく研修会を計画的に開催するとともに、本社及び第2ブロック主催によるリーダー研修等に積極的に参加する。

併せて、支部における研修が効果的に行われるよう、指導体制の充実向上に努める。

(1) 系統研修

ア 基礎研修会の開催

赤十字奉仕団員としての基礎的な知識や技術を身につける研修として、地域奉仕団では一日赤十字等を活用し、特別奉仕団は特殊性を考慮し合同で開催する。

イ 中級研修会の開催

次期リーダーとしての活動が期待できる団員を対象としてレッドクロス・ボランティアスクール（地域奉仕団対象）とリーダーシップ研修会（特別奉仕団対象）を開催する。

ウ 上級研修会（リーダー研修会）の開催

リーダーとして各奉仕団の中心的な役割を担う団員を対象に、地域奉仕団及び特別奉仕団合同のリーダー研修会を開催する。

エ リーダーフォローアップ研修会の開催

リーダーとして活動している団員を対象に、フォローアップのための研修会を開催する。

オ 本社・第2ブロック支部主催の研修会への参加

○赤十字ボランティア・リーダー研修会への参加

○青年赤十字奉仕団対象ボランティア・リーダー研修会への参加

○青年赤十字奉仕団対象ピア・リーダー研修会への参加

○第2ブロック青年赤十字奉仕団リーダーシップ研修会への参加

○支部指導講師研修会への参加

(2) その他の研修会の開催

ア 支部指導講師研修会の開催

イ 各種技術研修会

各奉仕団でスキルアップのための研修会を開催

9 奉仕団活動の広報強化

ホームページや機関紙等を通じて、広く県民に奉仕団の活動を広報し、赤十字運動の推進者である奉仕団員の募集拡大を図るとともに、各奉仕団機関紙の発行を通じて奉仕団が相互に活動情報を共有し、連帯感を深め奉仕団活動の活性化に努める。

- (1) 奉仕団ホームページの充実
 - ア 地域奉仕団のホームページの充実更新
 - イ 特別奉仕団のホームページの充実更新
- (2) 各奉仕団における機関紙の発行及び地域広報紙の活用
 - ア 各奉仕団の機関紙等の発行
 - イ 地域広報紙への掲載

10 奉仕団活動推進のための会議の開催

会議等の機会を通じて、各奉仕団の情報共有を図り、県全体としての目標や方針を定め、より大きな活動推進力を生み出すための体制強化に努める。

- (1) 支部委員会の開催
- (2) 地域奉仕団委員長会議等の開催
 - ア 郡市区町村委員長会議の開催
 - イ 地域奉仕団運営委員会の開催
- (3) 特別奉仕団各委員会の開催

千葉県の赤十字奉仕団

1. 地域奉仕団

市区町村単位で組織し「人道の精神」のもと、地域のニーズを探り、より良い地域社会をめざす活動を展開。

2. 特別奉仕団

(1) 青年奉仕団

青年の若々しい情熱とたくましい力を発揮し、赤十字思想の普及と青年特有の課題の解決のための活動を実践。

(2) 特殊奉仕団

① 安全奉仕団

赤十字救急法等講習会のボランティア指導員として、講習普及に努める。

② 看護奉仕団

看護師資格者で構成し、看護・介助技術を生かし、健康相談や臨時救護活動に従事。

③ 語学奉仕団

語学力を生かし、通訳や翻訳活動で在日外国人の命と健康、尊厳を守る活動を展開。

④ 成田赤十字病院ボランティア会

成田赤十字病院を活動の場として、入院患者及び外来患者等に対して心の安らぎを与える活動を推進。

⑤ 特殊救護奉仕団

無線通信等の特殊技術と併せ持つ救急法の技術を生かし、有事の際の情報収集・伝達等機動的な救護活動を展開。

⑥ 安全水泳奉仕団

水の事故から生命を守るための知識や技術等の普及に奮闘。

⑦ 青少年赤十字賛助奉仕団

青少年赤十字の元指導者（教師）で構成し、青少年赤十字指導者協議会と連携協力して青少年赤十字活動を普及推進。

(※1)

共通活動項目

- ① 少子高齢社会に対応した地域老人福祉活動または児童の健全育成活動
- ② 非常災害に対する防災、救助活動
- ③ 赤十字思想の普及及び社資増強に対する支援対策

第8 青少年赤十字の活動

青少年赤十字は、青少年が赤十字の使命である「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という精神に基づいて、青少年自身が日常生活の中で望ましい人格と精神を自ら形成することをねらいとする教育を推進し、各学校を単位として学校内や地域において様々な実践活動を展開している。

平成24年度は、青少年赤十字の3つの実践目標である「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」の具体的な活動の実践を推進し、指導者の指導体制の強化・充実に努め、各学校での青少年赤十字活動の活性化を図るとともに、県下の幼稚園・保育園から高校までの未採用校に対して、青少年赤十字の採用を推進する。

青少年赤十字の3つの実践目標

- (1) 健康・安全……………生命と健康を大切にする。
- (2) 奉 仕……………社会や人のために尽くす責任を自覚し、実行する。
- (3) 国際理解・親善……………広く世界の青少年を知り、仲良く助け合う精神を養う。

青少年赤十字の態度目標

- (1) 「気づき」……………注意深い生活を心がける習慣を養う。
- (2) 「考 え」……………社会の問題やニーズに気づき、その原因と解決のための道筋や方法を考える。
- (3) 「実行する」……………問題解決のために具体的な活動を実行する。

1 青少年赤十字採用校（園）における活動の充実

青少年赤十字の三つの実践目標（「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」）を具体的な行動に移すことにより、態度目標（「気づき、考え、実行する」）を養い、併せてメンバーの増強と資質の向上を図る。

(1) 実践目標具体化のための活動機会の提供

救急法等講習会（健康安全プログラム）の開催促進、各種奉仕団との連携強化等による奉仕活動の促進、一円玉募金の推奨を行う。

(2) 各採用校（園）・地区・県等における取り組みの共有と関係者の相互交流

青少年赤十字採用校の活動促進、メンバーの増強と資質の向上を目的として、県内の青少年赤十字メンバー及び指導者が一堂に会する青少年赤十字のつどい、赤十字救急法コンテストを行う。

2 青少年赤十字メンバー交流事業の実施

青少年赤十字の三つの実践目標の一つである「国際理解・親善」の具体的活動として、国内外の青少年赤十字メンバーと交流し広く世界の青少年を知り、互いに助け合う精神を育む。

(1) 海外青少年赤十字（赤新月）メンバーとの交流

ア 国際交流派遣事業（バングラデシュ）

青少年赤十字活動資金（一円玉募金）により教育等支援事業を行っているバングラデシュ人民共和国へ、中学生・高校生メンバー及び指導者を派遣する。

イ 国際交流受入事業

海外の青少年赤十字（赤新月）メンバーを受け入れ、人的交流を深め、相互理解と親善を促進する。

(2) 国内青少年赤十字メンバーとの交流

ア 国内交流派遣事業（佐賀県・熊本県を予定・小学生対象）

日本赤十字社の発祥の地を訪ねて赤十字の原点を知るとともに、他県の青少年赤十字メンバーとの交流を通じて、青少年赤十字活動の活性化を図るため、佐賀県・熊本県へ小学生メンバー及び指導者を派遣する。

イ 国内交流事業（千葉県内を予定）

青少年赤十字メンバーによる交流会を実施し、同世代の青少年赤十字メンバー相互の活動報告及び意見交換を通じて、青少年赤十字活動の活性化を図る。

3 防災教育の推進

甚大な被害をもたらす災害に対する必要な防災教育を、総合的な学習の時間や道徳教育等の中での「生きる力」の育成ととらえて、各種研修会及びメンバー協議会等において、防災に関連する内容を取り入れるとともに、学習資料の提供、学習機会の提供、人材の派遣等を通じて、学校・地域におけるニーズに即した防災教育の一層の充実・強化・推進に努める。

4 青少年赤十字の研究促進

採用校における青少年赤十字活動の充実を図るとともに、未採用校への啓発に努め、青少年赤十字の振興を期することを目的に、県内青少年赤十字採用校から青少年赤十字研究推進校を指定し、青少年赤十字活動の研究促進を図り、研究の成果を公開する。

5 青少年赤十字の広報の強化

青少年赤十字活動をホームページや情報紙等を通して、採用校や未採用校及び県民へ紹介し、活動情報を共有することにより活動の活性化を図るとともに未採用校等に対する青少年赤十字活動への理解を促進する。

6 青少年赤十字活動の充実のための各種研修会の実施

青少年赤十字指導者の養成及びメンバーの増強と資質の向上を図るとともに、県内における青少年赤十字活動の普及に努める。

(1) 青少年赤十字指導者を対象とした研修機会の提供

対象者に応じた各種研修会等を開催し、指導者の養成と指導体制の強化を図る。

ア 管理職を対象とした各種研修会の開催

イ 指導者を対象とした各種研修会の開催

ウ 本社主催各種研修会への指導者の派遣

(2) 教職員を対象とした、教育現場で活かせる技術の提供

青少年赤十字教育指導技術研修会

(3) 児童・生徒を対象とした、学習機会の提供

ア 地区リーダーシップ・トレーニング・センターの開催

イ 青少年赤十字スタディー・センターの開催

ウ 本社主催各種研修会等へのメンバーの派遣

7 青少年赤十字活動の円滑な運営のための組織強化

(1) 青少年赤十字指導者協議会との協同による活動の円滑な運営

年間の事業計画、活動方針の決定とその円滑な運営を図るための会議を開催し、赤十字の理解者の育成及び指導体制の強化と活動の推進に努めるとともに、千葉県教育委員会・千葉市教育委員会との連携・協力による活動の円滑な運営を図る。

(2) 各種奉仕団との連携強化

各種赤十字奉仕団と青少年赤十字の組織との連携強化を図り、地域に根ざした協働活動を推進するため、青少年赤十字・赤十字奉仕団連絡協議会及び地区協議会組織の強化を図るとともに、採用校・未採用校間での協働活動を通し、採用促進につなげる。

また、各地域において、各種奉仕団と連携し、赤十字救急法・健康安全プログラム等の普及、国際人道法の普及、防災・各種技術研修等を行い、青少年赤十字メンバーの増強ならびに資質向上に努める。

8 各種奉仕団・地区分区との連携・協力による活動の充実

地域奉仕団をはじめ、各種奉仕団と協力し、総合的な学習の時間や道德教育、特別活動等の中での「生きる力」の育成をはじめ、学校における教育活動全般において活かせる機能としての青少年赤十字活動の活性と定着を図る。

(1) 防災学習、救急法等講習会、福祉体験学習、各種教育関連講座等への人材の派遣

(2) 体験学習用資材、各種学習資料・視聴覚教材等の貸し出し・各種資料の提供

(3) 支部・病院・血液センターでの体験学習の受け入れ等による学習機会の提供

第9 義肢製作所の運営

社会環境の変化、医療の進歩などにより義肢・装具*1の需要にも変化が見られ、ニーズも多様化してきている。このような状況を踏まえて義肢製作所は、身体に障がいのある方々に対して、より質の高いサービスを提供し、障がいによる日常の不便を軽減し”苦痛を和らげる”ための事業を展開する。

1 品質と生産性の向上

義肢・装具の機能向上と軽量化などに取り組み、利用者に最適な補装具*2を迅速に提供する。また、アフターサービス・メンテナンスサービスに重点を置き、製作・修理後の利用者のケアなどを積極的に行う。

さらに、赤十字としてより質の高いサービスを提供するため、製作の効率化、経費の削減を図るとともに生産性の向上に努め、製作日数の短縮などを行うことで、利用される方々に、より一層の安心と信頼を提供するよう取り組む。

2 赤十字ならではのサービス活動

障がい者の高齢化などで来所困難な方が増え、訪問を希望される方が増加している現状から自宅や入所施設などへ伺い補装具の修理などを行う訪問相談を積極的に行い、障がいのある方々の立場にたったきめ細やかなサービスに心がける。

また、千葉県障害者相談センター及び千葉市障害者相談センターが実施する出張相談に参加し、遠隔地及び来所困難な方々の利便を図る。

3 技術の向上

義肢装具士は、技術の研鑽と知識の向上に努める。そのため職員一人ひとりの技量に応じた研修計画を立て、義肢装具士協会や業界各社の協力を得て視察・研修等を通じてより技術の錬磨に努めるとともに、業界情報を敏感に察知して最新の知識・技術の収集・習得に努める。また、所内においてもOJTによる製作・適合技術などの向上に努める。

4 営業・普及

新規の顧客を獲得するため、職員の製品説明能力を高めるとともに、インフォームドコンセントや徹底した補装具の調整・適合により顧客との信頼関係を構築し、継続的な利用につなげる。

DVD・パンフレットの活用やホームページの充実により、市町村の障がい者支援担当課や医療機関などの中間顧客からの認知度を高め、受注につなげる。さらに他社との差別化を図り顧客のターゲットを明確にして営業・普及に努め利用者の拡大を図る。

5 障がい者福祉活動の理解促進

見学者や小中学生の体験学習等を積極的に受け入れ、義肢製作所の活動を通じて赤十字事業への理解を深め、併せて障がい者への理解を広げる人権教育の場とするとともに、医療福祉系の大学や専門学校から実習生を受け入れ、臨床実習の場を提供し医療・福祉教育への貢献と赤十字事業への理解と協力を促す。

日本赤十字社千葉県支部義肢製作所

赤十字活動の基本である人道の原則にのっとり

- 一、私たちは利用される方の立場になり、常に最良の補装具を提供します。
- 一、私たちは利用される方の「希望とほほ笑みある生活」を支えます。
- 一、私たちは「共に生きる」明るい笑顔の街づくりを願い、社会参加を応援する福祉施設として活動します。

[用語解説]

* 1 「義肢・装具」

義肢とは切断により四肢の一部を失われた場合に、元の手足の形態または機能を復元するために装着、使用する人工の手足（JIS用語）のことです。大別すると義足・義手に分かれます。また、切断した部位によって細かく名称が分かれます。

装具とは四肢・体幹の機能障害の軽減を目的として使用する補助器具（JIS用語）のことをいいます。上肢や下肢、体幹の働きや動きに障がいのある方が装着して変形の防止、運動の補助などを目的に使用されます。疾患部位や程度、目的別で様々な装具があります。

* 2 「補装具」

身体の失われた部分を補う義肢など、および機能的欠陥を補助して支持力や運動力を付加する装具などの総称。義肢（義手・義足）・装具・車いす・杖・義眼・補聴器がこれにあたります。

第10 赤十字精神と社旨の普及

日本赤十字社の社業の進展を期するうえで、組織の根幹である社員の増強と社資の確保は、最も基本的かつ重要な課題である。

平成24年度は、日本赤十字社創設135周年、社法制定60周年並びに千葉県支部創立120周年と記念すべき年にあたることから、より多くの県民から赤十字精神の共感と赤十字活動への理解を得られるように、「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命を達成するために、どのような目的でどのような事業を実施し、どのような成果を上げようとするかなど、具体的に分かり易く県民に伝える。

また、年間を通して新たな寄附者の獲得に取り組むほか、企業のCSR（社会貢献）活動の受け皿となる赤十字活動メニューを提示し、活動資金に限らない多様な形態での赤十字活動への参加を呼びかける。

1 運動月間等における広報活動

5月・6月の「赤十字運動月間」、12月の「NHK海外たすけあい」キャンペーンには、日本赤十字社がマスメディアの協力を得て、全国的に赤十字思想及び赤十字活動のキャンペーンを展開する。この期間は、広く県民に赤十字をアピールする絶好の機会であり、広報効果も期待できるため積極的かつ創意的な広報に取り組み、赤十字の理解者を増やし新たな支援につなげるよう努める。

(1) 地区分区等を通じた地域に密着した広報

ア 自治会・町内会用チラシの各戸配布又は回覧による赤十字活動資金の使途「計画と結果」の周知。

イ 県民だよりへの事業実施報告の掲載。（9月号）

ウ 地区分区や地域奉仕団による、地元メディアや各地域広報誌の活用による赤十字事業のPR。

エ 各地区分区における地域に密着したキャンペーンの展開

(2) 企業等との協働による広報

ア 千葉ロッテマリーンズとの協働により、QVCマリンフィールドの来場者に向けて赤十字活動のPR（5月のデイゲームの1日を赤十字応援デーとして展開）

イ 私鉄・JRの協力による月間ポスターの掲出

ウ 地域電波を活用した若者層から高齢者層への運動月間の周知

エ 新聞広告による県民への運動月間の周知

オ 各所の大型ビジョンの利用

2 年間を通じた広報・企画

(1) 報道機関等への積極的な情報提供

日本赤十字社及び千葉県支部の事業や活動を広く浸透させるうえで、報道媒体に取り上げられることは、赤十字支援の世論形成を図るうえで極めて効果的である。

また、報道機関等による取材活動と報道は、赤十字が行う事業や活動の第三者評価を得るとともに、事業や活動の情報をタイムリーかつ広く提供することが可能となるため、赤十字支援の世論形成に期待できるものである。

支部が行う事業や活動はもとより、地区区分及び赤十字奉仕団が行う事業・活動の情報を積極的に提供することにより、年間を通して多数のパブリシティの確保に努める。

(2) 日本赤十字社千葉県支部赤十字セミナーの開催

日本赤十字社千葉県支部及び、成田赤十字病院並びに千葉県赤十字血液センターが行う事業や活動を、多くの人々に（広く県民の皆様）より身近に触れていただく機会として、3施設が共同で「赤十字セミナー」を開催する。

(3) 教育関連大学生を対象とした国際人道法セミナーの開催

赤十字の精神に基づき、人類の福祉に貢献できる児童や、生徒を広く育成するために、将来教育に携わる大学生等を対象に、赤十字活動の根拠となるジュネーブ諸条約の思想への理解促進を図るため、赤十字国際委員会（ICRC）駐日事務所と共催で国際人道法セミナーを開催する。

(4) 支部創立120周年記念 FMラジオコーナー番組運営

FM放送局の番組コーナーのスポンサーとなり、赤十字活動の根拠となる人道思想の醸成、普及につながる番組運営を行うことにより、日本赤十字社千葉県支部及び成田赤十字病院並びに千葉県赤十字血液センターの事業や活動を、FMラジオ放送を通じて聴取者に周知する。

(5) 支部見学を通じた赤十字理解促進

見学や体験学習で社屋を訪れる方々を対象に、日本赤十字社及び千葉県支部が行う事業や活動を見聞する機会を提供し、国際救援活動、災害救護活動などへの理解促進を図るとともに、ジュネーブ諸条約の意義・遵守の価値を広く普及させる。

隣接するNHK千葉放送局をはじめ、近隣公共施設とともに、共同で見学者の誘致を行うプログラムの作成に取り組む。

(6) 広報媒体による年間を通じた広報活動

日本赤十字社及び支部が保有する広報媒体を活用し、事業や活動を具体的に周知することで、支援者はもとより、広く県民に赤十字を知っていただく広報に努める。

ア 日本赤十字社千葉県支部ホームページを活用した広報

ホームページを活用し、千葉県支部及び地区区分並びに赤十字奉仕団が行う事業や活動を広く紹介する。

また、ホームページを通じて、赤十字救急法講習等5つの講習会の申込みができる仕組みを利用して、各講習会参加者へ事業や活動の普及を図る。

イ 日本赤十字社機関紙（赤十字新聞）の協力者等への提供

協力者に対し日本赤十字社が発行する月刊機関紙（赤十字新聞）を提供し、赤十字への関心と支援を継続していただくよう努める。

ウ 日本赤十字社千葉県支部機関紙の定期発行

千葉県支部及び地区区分並びに赤十字奉仕団が行う身近な事業や活動を具体的に伝える媒体として、支部機関紙・ニュースレターを発行し、協力者、奉仕団・ボランティアに提供する。

○支部機関紙（年4回定期発行）

○ニュースレター（随時）

3 赤十字社資（個人・法人）の募集

(1) 個人社資の募集強化

「赤十字運動月間」を中心に、地区区分において地域奉仕団、自治会・町内会、協賛委員などの協力を得て集中して取り組む。

社員・社資募集にあたっては、社員制度の意義や社資の使途、実績について説明し、共感と支持を得ていくことが基本であり、このことに留意した広報資材を作成配布する。

また、支部としても積極的に地域で開催される社資募集説明会に出席する。

ア 社資募集協力者（奉仕者）へ赤十字活動を周知するための説明会への出席

イ 社員・寄付者への活動報告（決算含む）情報のフィードバック

ウ 公共機関職員及び関係施設における職域社員の拡大

エ 身近に社員登録や寄付が出来る環境作り（募金箱設置促進等）と新たな社資募集（HPを活用したクレジットカード決済等）への取り組み

オ 救援金・義援金寄託者に対する社資協力の呼びかけ

(2) 法人社資の募集強化

地域奉仕団が中心となって地元企業や商店街を訪問し、協力を呼びかける。支部では全県規模の企業を訪問し、協力を働きかけるほか、ダイレクトメールによる依頼を行う。

なお、県経済界において指導的役割を担っている経済7団体*に協力を仰ぎ、法人社資募集の強化に努める。

ア 企業訪問時における赤十字活動や社資の使途を明確にした資料作成と配布

イ 経済7団体を通じての、県内中小企業への法人社資募集の拡大

ウ 支部職員による主要企業訪問活動

* 「経済7団体」

社団法人千葉県法人会連合会、千葉県中小企業団体中央会
社団法人千葉県経済協議会、社団法人千葉県商工会議所連合会
千葉県商工会連合会、千葉県経済同友会、社団法人千葉県経営者協会
(順不同)

4 企業との協働活動の取り組み強化

(1) 企業との社会（地域）貢献プログラムによる協働

近年、企業では社会的存在としての企業価値を高めるべく、社会貢献活動に対して関心を持ち、経営戦略の一つに位置付ける企業が規模の大小を問わず増えている。

支部では、赤十字事業や活動が、企業の社会貢献マインドの受け皿となれるよう、そのマッチングに視点を置いた赤十字と企業のパートナーシップの構築に努める。

ア 企業ニーズと赤十字使命のマッチングができる協働事業のメニュー提案（win winの考慮）

イ 継続的な協働事業（パートナーシップ）の強化

ウ マスメディアへの情報提供や支部ホームページでの協働事業の紹介

5 千葉県赤十字有功会の会員拡大

赤十字事業の推進のための安定的な基盤づくりを進めるため、有功章受章者に有功会会員への加入を勧奨するとともに、講演会やチャリティー行事、会員相互の情報交換等の場を提供し、魅力ある有功会活動を通じて、仲間づくりに努める。また有功章受章前の高額寄付者に有功会準会員への加入を勧める。

支部創立120周年記念大会の開催にあたり県内在住の有力者などに対し、会員の協力を得て、赤十字の啓蒙普及を図り、社資への協力が得られるよう努める。

6 支部創立120周年記念千葉県赤十字大会の開催

支部創立120周年記念大会を開催し、赤十字事業の推進に寄与された方々の顕彰を行うと同時に赤十字思想の普及と社資の増強を図り、社業の進展を期する。

期 日：平成24年11月8日（木）

会 場：千葉県文化会館

第11 地域における赤十字活動の推進

1 地区分区交付金を活用した地区分区の活動

地域における赤十字活動を充実させるため、地区分区、奉仕団及び青少年赤十字等が地域のニーズを的確にとらえ、それぞれの地域の実情に沿った活動が実施できるよう、地区分区交付金の積極的な活用を図る。

赤十字活動は、行政の手の届かない部分を補完し、健康で安全な暮らしやすい地域づくりを目指すものであり、目に見える赤十字活動が実施されるよう、支部は地区分区交付金を活用した活動事例を地区分区に提供するとともに、地区分区活動の事例等を収集・紹介し、地区分区が地域における赤十字活動に取り組めるよう環境を整える。

2 地区分区業務の円滑な推進と交付金の適正管理

(1) 支部は、地区分区が行う業務の状況を常に把握し、交付金が赤十字事業の趣旨に即して適正かつ効果的に執行されるよう、支援と連携の強化に努める。

地区分区は、業務の自己点検を実施し、支部は、地区分区に出向き業務実査を行い地区分区業務の実情や意見・要望を实地に把握する。

(2) 支部と地区分区との連絡体制の充実を図るため、また業務の確実な執行を期するため、次の会議及び研修会を開催する。

- 地区分区長会議 (4月)
- 新任事務委員研修会 (4月)
- 地区分区担当者AED講習会 (10月)
- 事務連絡会議 (平成25年2月)

第12 事業推進のための会議と事業を担う人材の育成

1 評議員会

各事業の計画、実施状況、予算・決算等について審議するため、評議員会を以下のとおり開催する。

(1) 平成24年6月

- ・平成23年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業報告（案）並びに一般及び特別会計歳入歳出決算（案）に関する件
 - ・その他重要な業務に関する件
- についての審議

(2) 平成25年2月

- ・平成25年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業計画（案）並びに一般及び特別会計歳入歳出予算（案）に関する件
 - ※予算（案）については血液センターを除く
 - ・その他重要な業務に関する件
- についての審議

・地区選出評議員	50名		
・支部長選出評議員	10名	計	60名

2 参与会議

各事業の計画及び予算等について意見を聴取するため、参与会議を以下のとおり開催する。

(1) 平成25年1月

- ・平成25年度事業計画（案）及び予算（案）についての意見聴取

支部参与	・千葉県健康福祉部長
	・千葉県防災危機管理監
	・千葉県教育長

3 研修会の開催

赤十字職員として共通に求められる赤十字及び赤十字事業に関する事項や、各階層に求められる職務上必要な事項、業務遂行において有効なビジネス手法等、その他、赤十

字職員として広く一般的に求められる見識を習得し、県民の信頼に応え、赤十字運動を担える人材を育成することを目的に、3施設（支部、病院、血液センター）で次の研修を実施する。

なお、研修は支部独自に行うほか、スケールメリットを活かし第2ブロック支部で共同開催する。

(1) 階層別研修

役職・職務階層に必要な知識習得や能力開発を目的に実施する。

ア 新規採用職員研修

イ 一般職員研修

ウ 新任係長級職員研修（第2ブロック支部共同開催）

エ 係長級職員研修

オ 新任課長級職員研修（第2ブロック支部共同開催）

カ 課長級職員研修

(2) 課題別研修

特定のテーマについて専門的な知識を習得し、ビジネススキルの向上を図ることを目的に実施する。

(3) 施設間相互の研修（赤十字トライアル研修）

所属以外の施設（支部、病院、センター）の業務を実体験し、赤十字事業全般への認識を広げ、職員としての帰属意識を高めることを目的に実施する。

第13 収支予算の概要

1 一般会計

平成24年度一般会計歳入歳出予算は、774,910千円で前年度比2.1%の減少を計上した。

減額の主な要因は、平成23年度の歳入歳出において平成23年3月に発生した東日本大震災による災害救護事業費の大幅な増加により、前年度からの繰越金が見込めなくなったことによるものである。これにより、歳出面でも災害等資金積立金等の積立が見込めなくなり、災害救護事業費や社会福祉活動費など半数以上の歳出項目において前年度と比べ減少、もしくは同額を計上することとなった。

また、歳入面では、赤十字活動の主たる財源である社資収入において、国内の経済状況は依然として厳しい状況が続いており、全社的に減少傾向が続いている。そのため、地区分区や赤十字奉仕団、有功会会員との連携、協力、更には、新たな寄付者の獲得に鋭意取り組み、社資の増強を図っていきたいと考える。しかし、現実を直視した規模の予算編成を行うことが肝要であることから、近年の実績を踏まえ前年度と同額を計上することとした。

この限られた財源を活用し国際救援活動はもとより、国内の大規模災害に対しては東日本大震災における救護活動を通して知り得た経験や知識から、早期の対応、救護活動の質の向上、長期的な活動等さまざまな状況に対応できるよう救護資機材等を整備し、また救急法等の普及活動や青少年赤十字活動、ボランティア活動の推進など県民から寄せられる赤十字への期待と要請に応える事業活動を展開するため、重点的かつ効果的な配分に留意し、歳出予算の編成に努めたところである。

平成24年度 一般会計歳入歳出予算総括表

1 歳 入

(単位：千円・%)

科 目	平成24年度予算額	前年度予算額	前年度比
第2款 支部収入			
第1項 社 資 収 入	670,000	670,000	100.0
第2項 委 託 金 等 収 入	0	0	0.0
第3項 補助金及び交付金収入	0	200	0.0
第4項 繰 入 金 収 入	20,000	10,000	200.0
第9項 雑 収 入	84,910	76,161	111.5
第10項 前 年 度 繰 越 金	0	35,428	0.0
合 計	774,910	791,789	97.9

2 歳 出

(単位：千円・%)

科 目	平成24年度予算額	前年度予算額	前年度比
第2款 支部費			
第1項 災 害 救 護 事 業 費	81,940	82,832	98.9
第2項 社 会 活 動 費	165,834	170,459	97.3
第3項 国 際 活 動 費	10,383	11,310	91.8
第4項 指定事業地方振興費	60,000	50,000	120.0
第5項 地区分区交付金支出	86,310	86,310	100.0
第6項 社 業 振 興 費	113,470	106,270	106.8
第7項 基盤整備交付金・補助金支出	2,990	2,990	100.0
第10項 積 立 金 支 出	16,758	57,291	29.3
第12項 総 務 管 理 費	136,625	122,529	111.5
第13項 資産取得及び資産管理費	10,600	10,298	102.9
第14項 本 社 送 納 金 支 出	87,000	88,500	98.3
第15項 予 備 費	3,000	3,000	100.0
合 計	774,910	791,789	97.9

2 医療施設特別会計

平成24年度医療施設特別会計収益的収入及び支出予算は、収入総額18,332,347千円で前年度比1.5%の増、支出総額は18,695,111千円で2.5%の増であり、この結果、収支差引額は362,764千円の赤字を計上した。

収入予算については、総額の93.5%を占める医業収益を17,143,657千円、前年度比1.4%増と見込んだところである。

これは、医師の増員に伴う入院患者の増加を見込み、適正な病床管理に努め、安定した病床利用率を確保することによる入院診療収益の増収を見込んだものである。

支出予算については、総額の95.8%を占める医業費用を17,913,697千円、前年度比2.7%増を見込んだところである。

これは、医師等の人材確保に伴う給与費及び平成23年度に導入した医療情報システムにかかる減価償却費の増加が見込まれることから、徹底したコスト意識で具体的な経費の削減などに努め、合理的かつ効率的な病院経営に取り組むことを目標として計上したものである。

次に、資本的収入及び支出予算は、総額で1,412,946千円を計上したが、その主な内容は、医療情報システム2次導入に549,145千円、医療機器等の整備に279,213千円、A棟建設等にかかる借入金元金償還に429,461千円である。

なお、その財源については、内部留保金（自己資金）、各種補助金及び借入金をもって賄うこととしている。

平成24年度 医療施設特別会計歳入歳出予算総括表

1 収益の収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成24年度予算額	前年度予算額	前年度比
第1款 病院収益			
第1項 医 業 収 益	17,143,657	16,899,735	101.4
第2項 医 業 外 収 益	1,077,817	1,067,504	101.0
第3項 医 療 社 会 事 業 収 益	10,627	8,546	124.4
第4項 付 帯 事 業 収 益	100,246	94,428	106.2
第5項 特 別 利 益	0	0	0.0
合 計	18,332,347	18,070,213	101.5

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成24年度予算額	前年度予算額	前年度比
第1款 病院費用			
第1項 医 業 費 用	17,913,697	17,444,367	102.7
第2項 医 業 外 費 用	400,008	399,969	100.0
第3項 医 療 奉 仕 費 用	170,072	165,931	102.5
第4項 付 帯 事 業 費 用	196,538	207,420	94.8
第5項 特 別 損 失	6,794	10,117	67.2
第6項 法 人 税 等	8,002	10,404	76.9
第7項 予 備 費	0	0	0.0
合 計	18,695,111	18,238,208	102.5

収 支 差 引 額 △ 362,764 千円

2 資本的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成24年度予算額	前年度予算額	前年度比
第1款 病院収入			
第1項 固 定 負 債	736,393	1,500,815	49.1
第3項 そ の 他 資 本 収 入	676,553	653,083	103.6
合 計	1,412,946	2,153,898	65.6

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成24年度予算額	前年度予算額	前年度比
第1款 病院費			
第1項 固 定 資 産	942,145	1,844,096	51.1
第2項 借 入 金 等 償 還	470,801	309,802	152.0
合 計	1,412,946	2,153,898	65.6

3 予算の積算基礎となる患者数

科 目	平成24年度予算額	前 年 度	前年度比	
入院患者数	年 間	225,570	225,090	100.2
	1 日 平 均	618	615	100.5
外来患者数	年 間	304,878	306,000	99.6
	1 日 平 均	1,250	1,254	99.6

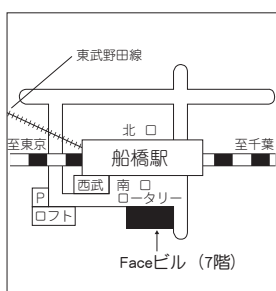
施設一覽

施設名	住所
日本赤十字社千葉県支部	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-7531 FAX 043-248-6812
日本赤十字社千葉県支部義肢製作所	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-7535 FAX 043-241-7586
成田赤十字病院	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-6477
成田赤十字看護専門学校	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-3000
千葉県赤十字血液センター	〒274-0053 船橋市豊富町690 TEL 047-457-0711 FAX 047-457-7304
千葉県赤十字血液センター千葉港出張所	〒260-8507 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-8331 FAX 043-241-8813

県内献血ルーム

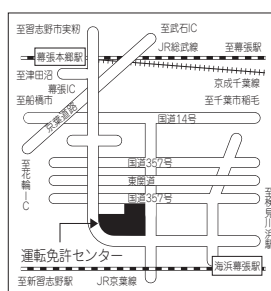
献血ルームフェイス (JR船橋駅南口 Faceビル7階)

※西側入口のエレベーターで7階
〒273-0005
船橋市本町1-3-1
Tel 047-460-0521
Fax 047-460-0522
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日:年末年始



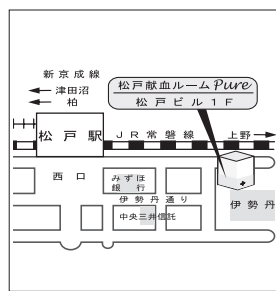
運転免許センター献血ルーム (千葉運転免許センター内)

※「駐車場」手前の右側
〒261-0025
千葉市美浜区浜田2-1
Tel 043-276-3641
Fax 043-276-3955
受付時間 9:00~13:00
14:00~16:30
(日曜日は16:10)
休日:土曜日・祝日・年末年始



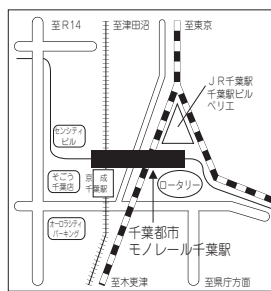
松戸献血ルーム Pure (松戸ビル1階)

※JR松戸駅西口伊勢丹松戸店隣
〒271-0092
松戸市松戸1307-1
Tel 047-703-1006
Fax 047-703-1007
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日:年末年始



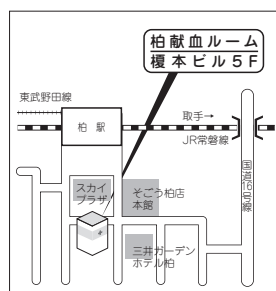
モノレールちば駅献血ルーム (モノレール千葉駅構内)

※京成千葉駅千葉そごう側改札口前
〒260-0031
千葉市中央区新千葉1-1-1
Tel 043-224-0332
Fax 043-224-0431
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日:年末年始



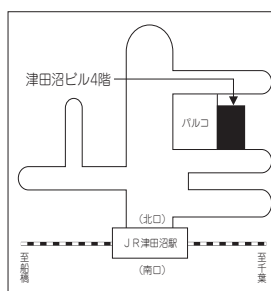
柏献血ルーム (榎本ビル5階)

※入口の右側エレベーターで5階
〒277-0005
柏市柏2-2-3
Tel 04-7167-8050
Fax 04-7163-6045
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日:年末年始



津田沼献血ルーム (津田沼ビル4階)

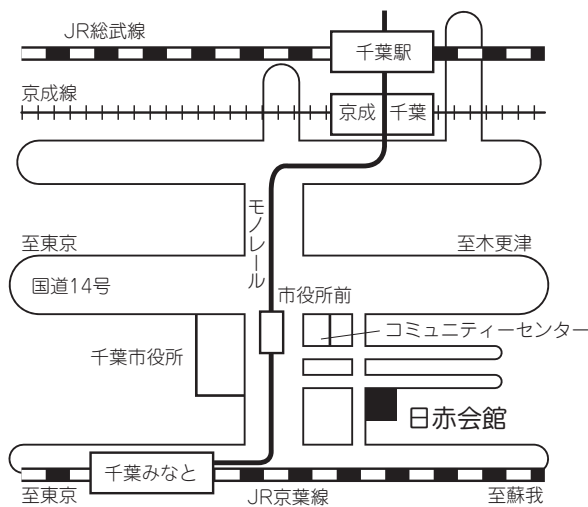
※入口の右側エレベーターで4階
〒275-0016
習志野市津田沼1-11-4
Tel 047-493-0322
Fax 047-493-0323
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日:年末年始



※運転免許センター献血ルームは、全血献血(200mL・400mL)のみの受入。
※各献血ルームの成分献血受付終了時間は午前中は12:00、午後は17:00。

案内略図

1 千葉県赤十字会館

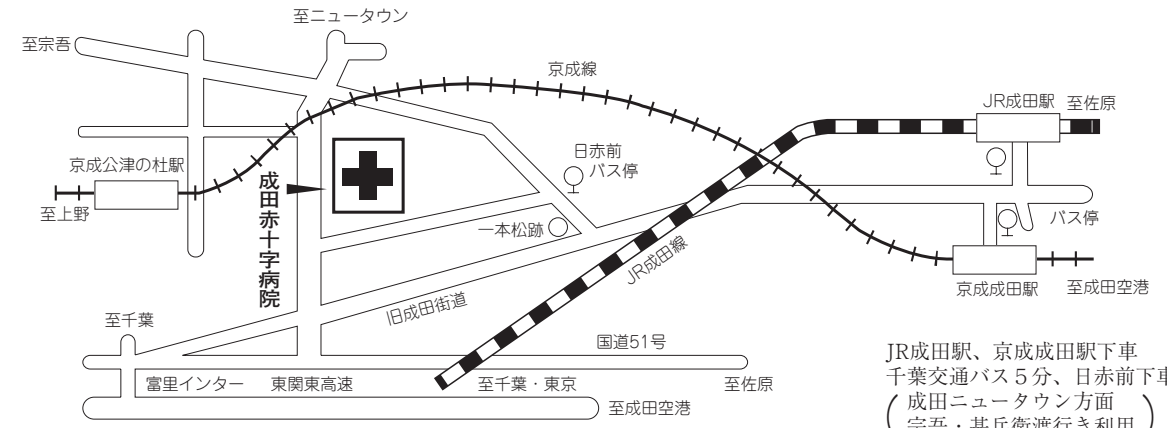


The map shows the location of the Chiba Red Cross Center (日赤会館) in Chiba City. It is situated near the Chiba Station (千葉駅) and the Chiba City Office (千葉市役所). The center is located at the intersection of the Chiba Monorail (モノレール) and the Chiba Line (JR京葉線). The center is located at the intersection of the Chiba Monorail and the Chiba Line (JR京葉線). The center is located at the intersection of the Chiba Monorail and the Chiba Line (JR京葉線).

- ・日本赤十字社千葉県支部
〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7
TEL 043-241-7531 (代)
FAX 043-248-6812
<http://www.chiba.jrc.or.jp>
- ・千葉県赤十字血液センター 千葉港出張所
〒260-8507 千葉市中央区千葉港5-7
TEL 043-241-8331 (代)
FAX 043-241-8813

◆JR千葉駅よりモノレールをご利用の場合は、「千葉みなと」行きにご乗車のうえ「市役所前」で下車ください。

2 成田赤十字病院

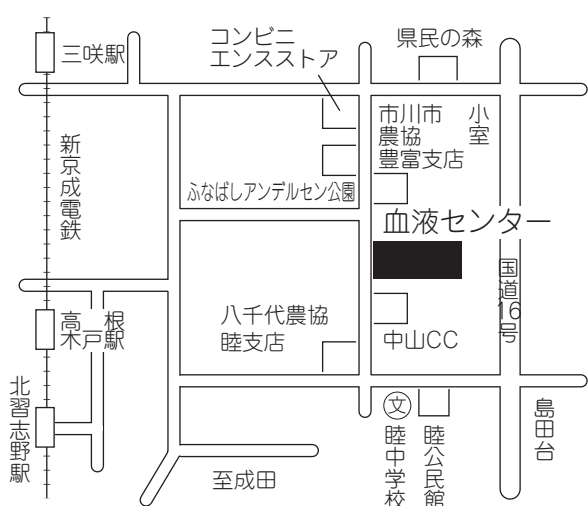


The map shows the location of the Narita Red Cross Hospital (成田赤十字病院) in Narita City. It is situated near the Narita Station (JR成田駅) and the Narita City Office (成田市役所). The hospital is located at the intersection of the Keiyo Line (京成線) and the Keiyo Narita Line (京成成田線). The hospital is located at the intersection of the Keiyo Line and the Keiyo Narita Line (京成成田線).

〒286-8523 千葉県成田市飯田町90番地の1
TEL 0476-22-2311 (代) FAX 0476-22-6477
<http://www.narita.jrc.or.jp>

JR成田駅、京成成田駅下車
千葉交通バス5分、日赤前下車
(成田ニュータウン方面
(宗吾・甚兵衛渡行き利用))
京成公津の杜駅下車徒歩15分

3 千葉県赤十字血液センター



The map shows the location of the Chiba Red Cross Blood Center (千葉県赤十字血液センター) in Funabashi City. It is situated near the Funabashi Station (船橋駅) and the Funabashi City Office (船橋市役所). The center is located at the intersection of the Keiyo Line (京成線) and the Keiyo Funabashi Line (京成船橋線). The center is located at the intersection of the Keiyo Line and the Keiyo Funabashi Line (京成船橋線).

千葉県赤十字血液センター
所在地/〒274-0053
船橋市豊富町690
TEL 047-457-0711 (代)
FAX 047-457-7304
供給FAX 047-457-8397
<http://www.chiba.bc.jrc.or.jp>

◆献血に関するお問い合わせは
TEL 047-457-0713 (献血推進一課ダイヤルイン)

URL:<http://www.chiba.jrc.or.jp> E-mail:info@chiba.jrc.or.jp

この報告書は再生紙を使用しています。